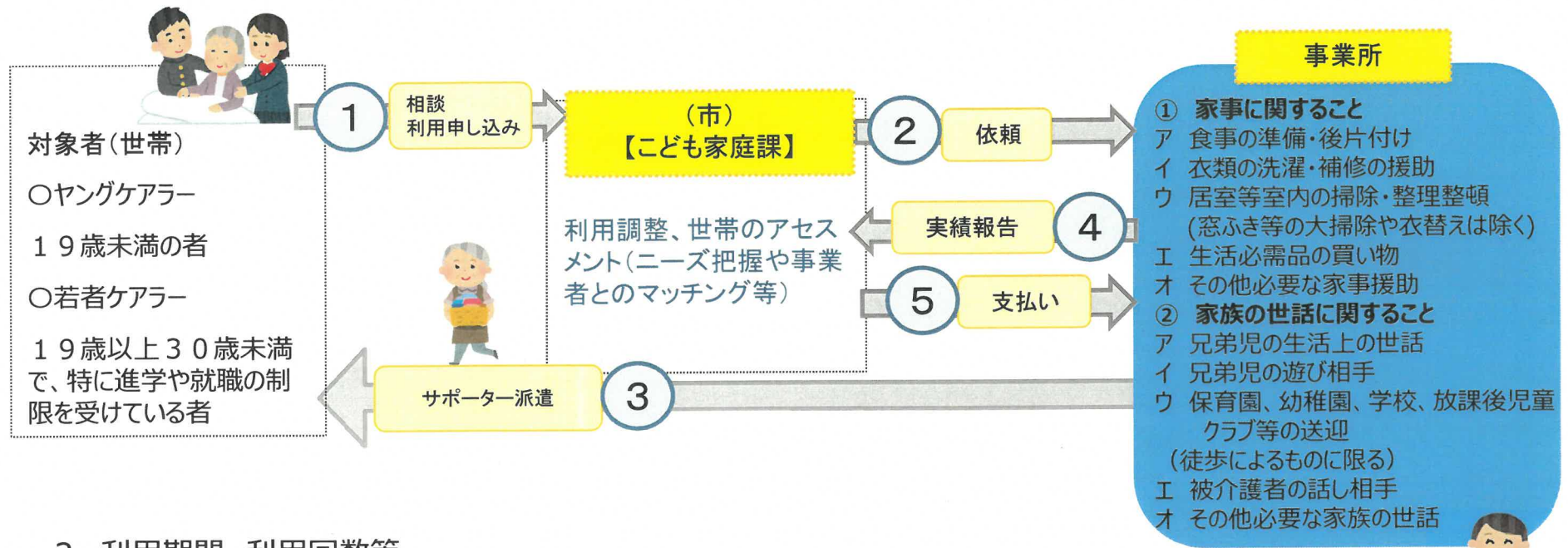


令和6年度 東広島市ヤングケアラー等サポート事業

1 事業の目的

市内に居住するヤングケアラー・若者ケアラー（以下「ヤングケアラー等」という。）が日常的に行っている家族の介護や家族の世話等の負担を軽減するために必要な支援を提供することにより、孤立感の解消を図るとともに子ども・若者の権利を守る環境を整えることを目的とする。



2 利用期間、利用回数等

・利用料金は無料

- ・1回の申請につき6か月以内で必要な範囲とする。
- ・1週間に2回以内で、サポーターの派遣は1回あたり2名以内とする。
- ・月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後6時までの範囲内で1回につき1時間30分以内とする。